

## 元朝の昔寶赤について：怯薛の二重構造を中心として

片山，共夫

<https://doi.org/10.15017/24544>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 10, pp.59-75, 1982-03-25. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 元朝の昔寶赤について

—— 怯薛の二重構造を中心として ——

片 山 共 夫

## 目 次

はじめに

一、怯薛執事班昔寶赤の底辺

一、昔寶赤の名称及び鷹の種類

二、昔寶赤の成立

三、管理機構——昔寶赤の所屬

四、昔寶赤の職掌

五、鷹狩に関する禁止事項

二、昔寶赤の二重構造

一、近侍昔寶赤

二、近侍昔寶赤と地方散居の昔寶赤との關係

三、昔寶赤の二重構造の意義

—— むすびにかえて ——

## はじめに

元朝において禁軍とも宿衛とも称される怯薛 *Keshik*

元朝の昔寶赤について

は、皇帝の護衛を任務としていた外に、皇帝身邊の車馬・廬帳・冠服・食飲・医薬等に関する奉仕をも職務としていた。これが元史兵志に所謂怯薛執事であり、真杉慶夫氏は、怯薛執事にあたるそれぞれの怯薛夕の組織を怯薛執事班と称した。

怯薛執事の種類には、次のようなものがある。a、皇帝の日常の起居、飲食、衣食等に関する直接的な奉仕をするものとして、(1)博尔赤(所掌||飲食、以下同様)、(2)荅刺赤(酒)、(3)舍利别赤(シャーベット)、(4)速古兒赤(冠服)、(5)燭刺赤(殿庭燈燭張設等の事)、(6)阿察赤(房舎の設営)、(7)玉烈赤(王宮縫線の事)、(8)虎兒赤(奏樂)、(9)玉典赤(戸口の警衛)、(10)八刺哈赤(門禁)、(11)札撒忽赤(朝儀)がある。b、武器を所持して護衛を主務とするものに、(12)火兒赤(弓矢を持す)、(13)云都赤(環刀、骨朵を持す)、(14)拔都兒(勇士)がある。c、文書事務を取り扱うものには、(15)必閣赤(文書)、(16)札里赤(写聖旨)、(17)掌錢殺計

## 元朝の昔寶赤について

簿者がある。d、家畜、飛禽の飼育、放牧並びにその取り締まりに当たる者に、(18)昔寶赤(鷹鵠)、(19)怯憐赤(鷓鴣)、(20)阿塔赤(牧馬)、(21)阿黒達赤(驕馬)、(22)帖麥赤(駱駝)、(23)火你赤(羊)、(24)忽客臣(牛)、(25)莫倫赤(馬)、(26)哈刺赤(色清味美なる上等の黒色の馬乳酒)、(27)怯憐口・賸臣(家僮、婢僕)、eその他のものとして、(28)兀刺赤(車)、(29)忽刺罕赤(捕盜)、(30)闊端赤(從僕)がある。

右のうちのいくつかは、已に一一八九年、チンギスカンの所謂第一次即位の際にみられる。その後怯薛の發展に伴い、怯薛執事班の数も増し、右に掲げたようなものになったのである。

ところで怯薛執事班について未だ詳らかではないのが、その組織と運営の在り方である。従来、怯薛執事は、宿衛の雑務と解されたり侍衛の内の有力者もこの任にあつたと解されたりしたが、それだけでは元朝の複雑化した国家機構の中に、怯薛執事を正しく位置づけることはできない。真杉慶夫氏は、元朝の国家機構の中に怯薛執事班の組織と運営の實際を確認することができず、怯薛の職掌は、すべて中国的家政機関に吸収され、怯薛歹は等しく實際の職掌運営に携わらない単なる侍從的な存在と化する傾向にあったとさえいわれているのである。

元朝の国家機構の中に怯薛執事の組織と運営の實體を問うことは、怯薛歹と怯薛執事班の性格を明らかにし、ひいては元朝の国家構造を明らかにすることと深く関わる。本稿にそれをとりあげる所以である。

右の問題点について筆者の観点は、夙に真杉慶夫氏や海老沢哲雄氏によって示唆され、大葉昇一氏によって継承された(怯憐口のみをとりあげたものではあるが)怯薛の二重構造の観点である。結論的に言えば、怯薛執事班には、万の怯薛歹とは別個に下級執役者があり、彼等は、数多の家畜とともに、帝室私属の財産であるが故に、帝室と私的な主従関係によつて結ばれた怯薛歹によつて管理されるという観点である。三十に及ぶ怯薛執事班をいちいちにわたつて検討するスペースはないので、本稿ではただ昔寶赤のみを取りあげ、他は別稿に論じることとした。

## 一、怯薛執事班昔寶赤の底辺

### 一 昔寶赤の名称及び鷹の種類

昔寶赤(Siba'uci)は、昔博赤、失寶赤とも書かれ、漢語で鷹房、鷹坊、鷹人、鷹師、養鷹人等称される怯薛執事の一である。

元代において一口に鷹といっても、白鷓、海東青鷓(海

青 (Siykor) 鴉鵒 (Lacin) 黄鷹 (Qarçiqan) 黒鷹 (不魯骨鳩) (Cuyur) 雙雉 (免鵒 (Telgu) 鵒 (隼 (Kirkin) 等様々な種類のものがあり、これらを飼育して鷹狩に用いる鷹匠を一概に昔寶赤と云うのは、鷹 (鵒 (Sibayun or Sira-Sibayun) を以てこれらを代表したものである。ただ小型の鷹である鵒 (隼、乞兒圭 (Kirkin) を使用するものに限り、怯隣赤 (乞兒赤) と称したこともあった。

因みに鷹の中で最上の者は白鵒で、近侍昔寶赤のみが革腕につなぐことを認められており、次上の海青が屢々賜与されるのに対し、臣下に賜与されることも滅多になかったという。マルコポーロによれば、白鵒は水禽を捕獲するためのものである。

## 一 昔寶赤の成立

昔寶赤が怯隣執事班として成立したのが何時のことであつたのかは、詳かではない。元朝秘史によれば、チンギスカンの一族、キャント姓ボルジギン氏に鷹狩の技術が入ってきたのは、ボドンチャルの時である。ボドンチャルは、馬の尻尾で作った罾で、黄鷹カルクカイを捕え、それを飼育して野鳥を捕獲し、食糧その他の用に供した。それ以来鷹狩の技術は、彼の子々孫々に伝えられ、慣習として定着したらしく、チンギスカンも、次のウゲデイカーンも大規模な

元朝の昔寶赤について

鷹狩をやっている。秘史には、特に昔寶赤の名は見えないが、一一八九年チンギスカンがモンゴル諸部を統一した際、その宮廷には、火兒赤や阿塔赤とともに、鷹の捕獲、飼育、飛放 (鷹狩) を専門の職とする昔寶赤も成立したのではなからうか。

後年世祖フビライ期になると、昔寶赤は已に万余人を擁する大組織に発展している。マルコポーロは、フビライの鷹狩の様子を次のように述べている (マルコポーロが中国に滞在したのは、至元十二年 (一一七六) から同二十九年 (一二九三) までである)。

十二月、一月、二月を上記カンバルク市に滞留したカーンは、三月になると首都を出発、ほんの二日行程ばかり南に行った大海沿いの地方に出遊する。扈從する者は、一万余人の鷹匠で、五百羽のオオタカと、多数のハヤブサやセーカ種のタカを連れていく。このほかにも水禽を捕えるために白タカが数多く伴われる。ただしこういふからとて、これら鷹匠がすべていっしょにカーンの側近に集合していると思つてはならない。彼等は百名か二百名ずつ、もしくはそれ以上が一団となつてあちこちに分散せしめられているのである。これら鷹匠の集団は禽鳥を狩りつつ道を進み、獲物の大部分をカーンのもとに送り届ける。

元朝の昔寶赤について

万余人という数字は、決して誇張ではない。元史<sup>卷一</sup>兵志鷹房捕獵條に列挙する打捕鷹房戸（昔寶赤）の数を合計すると（諸王位下及び宣徽院管轄淮東淮西屯田打捕総管府を除外しても）一万人を超える。元史兵志の記載する打捕鷹房戸が、マルコポーロの伝える鷹匠であるとみるのが可能にするのは、マルコポーロの文中の「百名か二百名、もしくはそれ以上が一団となつてあちこちに分散せしめられている」という一節である。兵志に記載する打捕鷹房戸が、まさにそのような組織構造をしているのである。またフビライから数えて七代目の文宗至順元年（一三三〇年）の数として（元史卷三十四文宗紀、同年八月壬申條）

臣等比奉旨、裁省衛士、（中略）鷹房萬四千二十四人、  
當減者四千人（下略）

とある。鷹房万人というのは、フビライ以後怯薛執事班昔寶赤の定数であつたのではなからうか。怯薛執事班昔寶赤の組織構造上の特色に関して、ここで注意しておくべきは、マルコポーロの、「これら鷹匠がすべていっしょにカーンの側近に集合していると思つてはいけない」という一節である。昔寶赤には側近にあるものと、地方に分散されたものの両者があつたのである（これについては後述する）。

昔寶赤が打捕鷹房戸として成立するのは、元朝における二度目の戸籍編成の際、太宗ウゲダイカーンの七年（乙未）

のことである。これが憲宗二年（壬子）及びフビライの至元八年の戸籍編成の際、そのまま民戸と区別された特殊戸計として引き継がれるのである。<sup>注18</sup>

打捕鷹房戸の特殊性、民戸と別籍される所以は、差発の納入方法と、雑泛差役<sup>注19</sup>の免除にあつた。民戸が差発として絲料、包銀を納入するかわりに、皮貨（皮革）を納めたのである。ただしのち至元八年以降は絲料は納めなければならなくなつた。<sup>注20</sup>

それではこのように昔寶赤の組織が膨張する過程で、昔寶赤（打捕鷹房戸）に充てられたのはどのような者かという点、析居（分家）放良（奴隸<sup>注21</sup> 駝口の身分より解放された者）漏籍、字蘭奚<sup>ブルダシ</sup>（遺失物の意、主人の明確でない奴婢等）、還俗の僧道や曠役無頼の者、或は亡宋の舊役等の戸、その他諸国の征服過程におけるモンゴル軍への投降者や、モンゴル支配階層によつて収集された民戸<sup>注22</sup>であつた。すなわち昔寶赤膨張の背景には、モンゴル支配階層が、自己に奉仕させるために広範な人々を招集したことがあつたのである。それは係官匠戸の成立過程と軌を一にするものといえよう。昔寶赤の底辺を構成するのは、怯薛夕におけるごく赫々たる勲臣世家の出ではなく、帝室一族、投下等の私的隷属民としての性格が強いものであつたといふべきである。

第一表 元史卷101兵志  
鷹房捕獵條

所 在、名 称	戸 数	備 考
東平路	34	
曹州	84	
德州	10	
濮州	31	
泰安州	5	
東昌路	1	
真定路	91	
順德路	19	
廣平路	19	
冠州	5	
恩州	2	
彰德	37	
衛輝路	16	
大名路	286	
保定路	31	
河間路	252	元史卷16世祖紀、至元
隨路提舉司	1191	27年2月条に「河間昔
河間鷹房府	276	寶赤」とあり元典章卷
都総管府	756	38「昔寶赤擾民」条に
遼陽大寧等處打捕		「河間等路所管地面裏
鷹房官捕戸	759	昔寶赤」とあるのは、
東平等路打捕鷹房		河間路乃至河間鷹房府
官捕戸	309	に属するものと考えら
隨州德安河南襄陽		れる。
懷孟等處打捕鷹		
房官捕戸	172	
打捕提領所捕戸	40	
高麗鷹房総管捕戸	250	
河南等路打捕鷹房		
官捕戸	1142	
益都等處打捕鷹房		
官捕戸	521	
河北河南東平等處		
打捕鷹房官捕戸	300	
隋路打捕鷹房総管		
捕戸	159	
真定保定等處打捕		宣徽院管轄淮東淮西屯
鷹房官捕戸	50	田打捕総管府司属打捕
淮安路鷹房官捕戸	47	衙門提舉司十處、千戸
揚州等處打捕鷹房		所一處は省略する。
官捕戸	72	

三 管理機構—昔寶赤の所屬

元朝において昔寶赤を所有していたのは、皇帝（御位下）の他、后妃、皇太子、皇子、諸王、公主、駙馬、各投下功臣等である。管理機関としては、元史卷一〇一鷹房捕獵條、元史百官志によれば、御位下打捕鷹房官、諸王位下、（世祖）

第四斡<sup>オルド</sup>耳朶位下、（世祖）第二斡耳朶位下、太祖斡耳朶位下等帝室に直屬するものと、宣徽院（皇帝の食膳、宴会の支度、怯薛夕の糧食等を掌る）中政院（中宮の財政、營造、供給ならびに番衛の土と湯沐の邑とを掌る）儲政院（至元十九年に皇太子の真金のためたてられた詹事院がもとなっており、裕宗の死後、一時太后位下に帰し徽政院となつ

元朝の昔寶赤について

I. 御位下打捕鷹房官			
所在、名称	戸数	責任者	備考
大都路寶坻縣 十投下中都・順天・ 真定・宣德等路諸 色人匠打捕等戸	77	張元	張元のみは権官。 他は祖父の職を世襲。 通制條格卷28の至元三 十年十一月二十九日の 公文書に「良郷昔寶赤」 とあるのはこれらのう ちいずれかに属すると 考えられる。
管領大都等路打捕鷹 房民戸	147	阿都赤	
管領大都路打捕鷹房 等官	117	達魯花赤 石抹也先	
管領大都等處打捕鷹 房人匠等戸	228	鷹房官 李脱欽帖木兒	
管領鷹房打捕人匠等 戸	50	達魯花赤 黃也速魯兒	
管領打捕鷹房等戸	157	達魯花赤 移刺帖木兒	
宣授管領大都等路打 捕鷹房人戸	355	達魯花赤阿八赤	
	243	達魯花赤 寒食	
II. 諸王位下			
所在、名称	戸数	備考	
汝寧王位下管領民匠 打捕鷹房等戸官	201		
普賽因大王位下管領 本投下大都等路打 捕鷹房諸色人匠達 魯花赤総管府	780		
III. 天下州縣所設獵戸			
所在、名称	戸数	備考	
腹裏打捕戸	計4026		
河東宣慰司打捕戸	598		
晋寧路打捕戸	332		
大同跡打捕戸	15		
冀寧路打捕戸	251		
上都留守司打捕戸	397		
宣德提領所打捕戸	182	宣德提領所、山東宣慰司の打捕戸は重複。 山東宣慰司の前者の数は上都留守司の数 を誤って記したもので後者の100が正し い数と推測される。	
山東宣慰司打捕戸	397		
宣德提領所打捕戸	182		
山東宣慰司打捕戸	100		
益都路打捕戸	43		
濟南路打捕戸	36		
般陽路	21		

たことがあるが、基本的には東宮に属する、内幸司（詹事院の属の家令司が改められたもの）、昭功萬戸都総使司（文宗潜邸扈從の臣がこれに属す）等の家政機関に属するもの及び兵部や枢密院等軍事を掌る機関に属する者等の三種があり、その下に打捕鷹房官、総管府、提挙司、提領所が置かれ、昔寶赤はそれに所屬して、主として腹裏及び河南等處行中書省、その他遼陽等處行中書省の地等に散在していたのである。その総管府、提挙司、提領所等の数は百五十處を越えているが、繁を避け、元史兵志所載の御位下打捕鷹房官、諸王位下（打捕鷹房官）及び天下州縣所設獵戸のみをあげて表（第一表）にし、昔寶赤の地方散在状況の参考としたい。

右の三種の管理機構の中、兵部及び枢密院に所屬するものは、直接帝室に奉仕するものではなく、国家軍備の用に任ずるものとして異質なのであるが、それはもともと諸王のものであり（百官志当該条）、数量的にも例外的存在と見られるから、昔寶赤は、原則的には帝室に奉仕するものであったといえよう。

#### 四 昔寶赤の職掌

昔寶赤の仕事は、主として次のようなものであった。第一に鷹鷂を捕獲することである。地方に散居する昔寶赤が

捕獲した鷹鷂（一般の人が捕獲した場合には、官司に届出、官司を通じて昔寶赤に委ねる）は、毎年十月に大都の宮廷にもつていき、よいものは大都の宮廷内にて飼育し、あまりよくないものは、各々の地方において飼育し、飛放に用いた。<sup>註23</sup>宮廷内にて飼育にあたる昔寶赤が、近侍怯薛歹昔寶赤であり、マルコッポロのいう側近の昔寶赤なのである（それについては後述する）。

第二に鷹を飼育することである。養鷹人の訳があることによつてもわかるように、昔寶赤が鷹の飼育にあつたこととはいうまでもない。元史<sup>註24</sup>董俊附文用伝によれば、工部侍郎の董文用は、宮廷内において鷹監のもとで鷹の飼育にあつてゐた。もとよりそれは工部侍郎の職掌ではないから、怯薛出身者である董文用は、有官怯薛歹（入官してなお怯薛に番直するもの、元朝ではそれが一般的であつた）として、昔寶赤の怯薛執事にあつてゐたと解すべきである。その場所は大内西南隅の周垣外にある鷹房で、儀鑾局の隣にあつた。

地方における鷹の飼育の直接的な例はないが、前述のように地方散居の昔寶赤が鷹鷂を捕獲した場合、あまり上等でないものは地方で飼育されることになつてゐた。また元典章卷十六戸部二〇應副鷹鷂分例條に、諸人が海青や鷹鷂を捕えた場合の処置として、「鷹の扱いを）理會（解）



元朝の昔寶赤について

しているものは、就近（最寄り）の官司に便たちに送納せよ、理會しないものは、暗い房子に入れ、人をして看視せしめ、猫を入れぬようにし、便ちに就近の官司に届け出、官司は養鷹の好人を差委して、宮廷に送り来らせよ」とて

遍行各路出榜、所據收住合喂鷹食、今約量擬下項數目、仍令食用新肉、如无新羊肉、殺與鷄者、省府除外、仰照驗施行、

海青兕鶻 早晨二兩、後餉三兩

鷹兕鴉鶻 早晨一兩、後餉二兩

という命令が出されている。「收住合トホメテ喂鷹食」とあるのは、諸人が偶々鷹を捕獲した場合の例にすぎぬが、鷹鶻に与える肉の種類と量は必ずや宮廷や地方で鷹を飼育する際の基準に則ったものであろう。これによって鷹の飼育の一斑が窺われる。

第三に、皇帝の鷹狩に扈從することである。諸王の昔寶赤が諸王に従うのはいうまでもない。しかし宣徽院等家政機関管轄の昔寶赤が皇帝の鷹狩に扈從したとは考えられない。彼等の職務は、定められた時期に鷹狩をして、それぞれが所属する帝室の台所へ鹵革羽毛、鮮肉等を供給することである。

皇帝の鷹狩に扈從することは、先掲マルコッポロの述べるとおりである。ただその時期について、マルコッポロ

ロが「三月になると」といつているのは、元史<sup>卷一</sup>兵志鷹房捕獵條に

冬春之交、天子或親幸近郊、縱鷹隼、搏擊以爲游豫之度。とあるのと矛盾する。後述するように、世祖以後、正月一日より七月二十一日までは野獸の懷妊等を理由として、如何なる人も野獸を打捕してはならない期間に定められているから、マルコッポロに三月とあるのは解せられない。

貞一齊詩文稿<sup>△</sup>觀獵詩<sup>▽</sup>に、將軍や近侍を従えた皇帝の飛放（鷹狩）と思われる光景がとりあげられているが、それには「青徐十月天色黃」とあって、十月となっている。皇帝の鷹狩も、春夏の禁獵期間は避けたと考えたい。

第四に、鮮肉、鹵革、羽毛等の供給である。元史<sup>卷一</sup>兵志鷹房捕獵條に

是故捕獵有戶、使之致鮮食、以薦宗廟、供天庖、而鹵革羽毛、又皆足以備用。

とあるのがそれである。勿論諸王その他の昔寶赤は、それぞれの所属する機関に供給したと考えられる。

昔寶赤の貢納について、宣徽院管轄の淮東淮西（両淮）屯田打捕総管府の場合をみよう。至正集<sup>卷三</sup>兩淮屯田打捕都総管府記に

歲貢鹿鼈、率遠地買輸、四五月至京師、車駕幸上都、膳庫貯儲、坐視蠹敗、中原歲輸給用、宜聽折收、中書

紀之、〔後至元一筆者〕四年八月、奏可

とある。これによれば、後至元四年八月、同僉宣徽院事の賽因不華は、兩淮屯田打捕総管府の実態を調査し、総管府が歳々宣徽院に納める鮮肉（鹿麀）は、運輸に長期間を要するのみならず、丁度皇帝が上都に行幸の頃なので、（宣徽院の）膳庫に貯蔵している間に腐敗してしまふ、中原からの歳輸のみで用に給りるのであるから、折収を聽されたいと願ひ出て認められている。この場合の折収は、現物納が貨幣納になったと解すべきであり、折収の結果として、鹿麀が民間の流通機構に流れることや、「供輸の餘」として金銭を手にすることが可能になる等のが予想され、昔寶赤等の宣徽院に対する隷属性が一步緩められたと考えられる。他の管理機関の下にある昔寶赤に、同様なことがあつたかどうかは詳らかではない。

第五に差發の納入である。包銀、絲料の折納と雑泛差役の免除については既に述べたが、その他に地稅、商稅、依例出軍等の六色の宣課があつた。地稅・商稅は、それぞれ耕種、売買する者のみが納めるのである。依例出軍とは、乃顔の叛のとき、阿沙不花が、「以千戶師<sup>キチ</sup>昔寶赤之衆<sup>ヲ</sup>、從行」（元史卷一三七阿沙不花伝）したような場合をいうのである。他の三つの宣課が具体的に何をさすのか詳らかではない。

元朝の昔寶赤について

## 五 鷹狩に関する禁止事項

世祖フビライの初期においては、鷹狩は一般に認められていたようであるが、次第に許容の範圍が狭められ、世祖の至元末年より成宗即位の初めにかけて、遂に昔寶赤として登録されている者の他は、特に願ひ出て許可を得たもの及び行中書省、宣慰司の官それぞれ筆頭一名に限り許されることとなつた。その経緯をみると、まず至元五年二月、海青やよい鷹鵠を捕獲して売買することが禁じられた。すなわちこの時には、あまり上等でない鷹なら売買し、それを使って飛放することが認められていたと解釋できる。ついで至元二十一年十二月には、天子の鷹鵠を紛失した際、百姓諸人の鷹鵠と区別がつかないから、百姓の鷹鵠の脚には黒色の繫皮を使用し、紅紫雑色のものは使用させないようにとの命が出された。この時にはまだ百姓諸人も鷹を所有し、鷹狩をすることが認められていたのである。ところが至元二十九年二月になると、軍の馬を損壊し、百姓を苦しめることを理由に、諸人（体例無き者<sup>註31</sup> 昔寶赤以外の者）の鷹狩が禁じられた。「軍の馬を損壊し」というのは諸人のうちで鷹狩を行うものには軍人が多かつたからである。この禁令のもとに、翌三十年、不憐吉歹なる軍人が鷹鵠を献上した際「今後軍官、軍人每は、飛放するなよ」と、<sup>註32</sup>

## 元朝の昔寶赤について

軍官・軍人らの鷹狩が厳しく禁止されている。けれども鷹狩を行うものはなお諸処の官僚のうちに絶えなかつたらしく、更に元貞三年（大徳元年）二月に至り、「行中書省、行樞密院、行御史台等の官人より通事に至るまで、誰であろうと鷹狩する者がいれば、その鷹や狗はいうまでもなく、その日騎つりついていた馬や鞍、弓箭、着ていた衣服等の一切を没収するのみならず、笞打ち七つの刑に処する」という刑罰を伴う厳しい命令が出されている。註33この禁令は官人胥吏のみならず、一般の民戸をも対象としたものであるが、実際に鷹狩に興じたのは、官人胥吏が主であつたに相違ない。この禁令は厳しく実行されたとみえ、官人等の間に鷹狩を許容されたいという強い要望が起きたために、大徳三年に至り、幾分緩められた。すなわち行中書省、宣慰司の官は筆頭一名のみ、その他は重喜（洪萬）、賽典赤、不忽木、塔出註34ら特に願ひ出て許可を得たものに限り、放鷹（鷹狩）が認められることになつたのである。註35

昔寶赤には勿論鷹狩が認められていた。けれどもその場所と季節には制限があつた。註36場所は、それぞれに飛放すべく与えられた（標発）所定の場所があり、季節は、正月一日より七月二十一日に至るまでの期間は、野獸が子どもを孕む時期であることや肉が痩せ、皮が用を成さぬという理由によつて禁じられていた。註37また大都を中心として八百里

以内の地（別な表現では、「東は灤州に至るまで、南は河間府に至るまで、西は中山府に至るまで、北は宣徳府に至るまで」とある。註38）は、御位下打捕鷹房官管轄下の昔寶赤の所在地であり、皇帝の狩場であつたために、至元十年には他所に先だち、「斷事官、達魯花赤官人、回回、漢兒、諸色人等」が、その地で飛放することを禁じられ、註39大徳元年には、昔寶赤であつても、それぞれに標発された場所以外で野獸を打捕することが禁じられた。註40

## 一、昔寶赤の二重構造

### 一 近侍昔寶赤

元朝において昔寶赤と称されるものには、その出自や地位、職掌等からみて二種のものであつた。一つは近侍昔寶赤であり、一つは地方在住の昔寶赤である。

近侍昔寶赤について秘書志卷五に

於至大二年十一月初五日也可怯薛第一日宸慶殿西耳房

内有時分、（中畧）昔寶赤玉龍帖木兒丞相、札欒平章、哈兒魯台參政、大順司徒等有來

とある。これは、至大二年十一月五日、也可（天子の名において領する意）を長官とする怯薛の番直の第一日目、天子が宸慶殿の西耳房にあつたときに、その近侍として昔寶

赤玉龍帖木兒丞相以下がいたという意味である。同様な文書によれば、近侍昔寶赤として次の者が確認できる。

昔寶赤大都丞相（至大二年十二月二十八日、元典章卷五）、塔海、忽都兒、亢沙兒（以上皇慶元年十一月十七日、秘書志卷二）、買驢（延祐元年十二月二十五日、元典章卷五十三、又延祐七年四月二十一日、元典章卷二十四、又延祐五年十一月十一日、元典章卷八）、薛兒帖該（延祐三年九月七日、秘書志卷三）

また大元馬政記至元二十五年六月三日條には上都大内鷹房子阿失不花、禿刺帖木兒の名が見える。

ところで近侍昔寶赤は、宮廷内における鷹に関する実質的な職務をもっていた。先述のように（一の四、昔寶赤の鷹は大内鷹房で飼育されたが、その飼育にあたったのは近侍昔寶赤に相違ない。先述工部侍郎の董文用が、飼育にあたったのも大内鷹房の鷹であつたとみてよい。元典章卷三十八「打捕鷹鵠擾民事」には、至元三十一年七月十八日に昔寶赤木發刺が聖旨を伝奉したことが述べられているが、その聖旨の内容は次のようなものである。

答刺罕將來的、鴉鵠歹有、月的迷失根底説者、他不錯了、有、將鴉鵠來者、差人將上來者、應道欽此

元朝の昔寶赤について

これは、諸人が宮廷に將來する鷹に関することである。また道園全集卷十二大宗正府也可札魯火赤高昌王神道碑に

（上畧）遂命以爲大宗正府也可札魯火赤、又有鷹房數百人、蓋裕皇潛邸元從之親臣也、兼命領之、而指揮之任如故

とあるが、これによれば大宗正府也可札魯火赤の月魯哥は、鷹房數百人を領することを命じられているが、近侍昔寶赤であつたとみられる。以上の例によつて、近侍昔寶赤が、宮廷内において鷹の飼育にあたる、鷹事に関して聖旨を伝奉する、鷹房を領する等の実質的な職務をもっていたことが認められよう。

## 二 近侍昔寶赤と地方散居の昔寶赤

### との關係

それでは近侍昔寶赤と地方散居の昔寶赤との關係はどうであろうか。それについては康里氏の阿沙不花の例が手掛りを提供してくれる。元史卷一三七本伝によれば、阿沙不花は怯薛出身者であるが、至元二十四年の乃顔の叛の際、千戸を以て昔寶赤の衆を率いて参加した。また乃顔が平らげられて後、「昔寶赤を領」したが、

及乃顔平、阿沙不花以大同興和兩郡當車駕所經、有帷臺嶺者數十里、無居民、請詔有司、作室嶺中、徙邑民

元朝の昔寶赤について

百戸、居之、割境内昔寶赤牧地、使耕種以自養、從之  
阿沙不花既領昔寶赤、帝復欲盡徙興和桃山數十村之民、  
以其地爲昔寶赤牧地、阿沙不花固請、存三千戸以給鷹  
食、帝皆聽納、民德之、至今飲食必祭

とあつて、昔寶赤の牧地が大同興和兩郡境域内の帷臺嶺附  
近にあつたこと、阿沙不花の請によつてその地を割き、邑  
民百戸を徙したること、阿沙不花が昔寶赤を領してのちは、  
興和桃山數十村の民の内三千戸を以て鷹食を給する戸とし  
たことがわかる。鷹食を給する戸というのは、別に打捕鷹  
房戸としたというのではなく、飛放の際などに必要な鷹食  
を給するというのであろうが、そのことは、阿沙不花の領  
する昔寶赤が、その附近に牧地をもち遊牧、飛放をしてい  
たことを推測させるのである。<sup>注</sup>すなわち阿沙不花の領する  
昔寶赤は、既に前節において検討した地方散居の昔寶赤な  
のである。怯薛出身者の阿沙不花は、その経歴からみて近  
侍昔寶赤とみてよいから、ここに地方散居の昔寶赤が、近  
侍昔寶赤によつて領されるという關係が看取される。

ところで阿沙不花は、通制條格卷二十七「買賣軍器」條  
によれば、至元二十八年三月の時点で「鷹房官」と称され  
ている。前節に既に述べたように、「鷹房官」とは地方散  
居の昔寶赤の管理機關の中に見えていたものである。そこ  
で御位下打捕鷹房官をとりあげると、張元阿都赤、石抹也

先、李脱歡帖木兒、阿八赤、寒食という人々があつた（元  
史卷一〇一兵四鷹房捕獮條、第一表参照）。そのうちの寒  
食についてみれば、元史卷四十順帝紀至正元年冬十月己酉  
條に

封阿沙不花順寧王、昔寶赤寒食順國公、

とあり、寒食は昔寶赤と称され、阿沙不花が順寧王に封ぜ  
られるのと同時に、順國公に封ぜられている。これらの事  
実は、御位下打捕鷹房官の寒食が阿沙不花と同様に近侍昔  
寶赤であることを示すものであり、阿沙不花が地方散居の  
昔寶赤を領していたことと、寒食が近侍昔寶赤であつたこ  
とを相互に照らし証するものである。また呉文正集<sup>卷六</sup>十八故  
贈承事郎樂陵縣尹張君墓表に

丞相塔思不花總鷹房事、吾父提舉山東諸路、職是者多  
並緣侵擾、民罹冤苦、無從告訐、吾父獨不爾、所過莫  
不感悅

とある。張君が山東諸路の打捕鷹房提舉（元史兵志の山東  
宣慰司打捕戸か）であつたとき丞相塔思不花が鷹房の事を  
統べていたというのである。塔思不花が丞相であつたのは、  
至大元年から三年の間であり（元史宰相年表）同墓表によ  
ると、張君が山東諸路の打捕鷹房提舉であつた時期は詳か  
ではないが、張君は延祐七年に五十八歳で卒しており、塔  
思不花が丞相であつた至大元年から三年の間は、四十六歳

から八歳であつたという勘定になるから、胥吏あがりの張君が楽陵縣尹として卒する前、山東諸路打捕鷹房提擧の職についていた年齢として不自然ではない。丞相塔思不花とあるのは追称ではなく、事実このとき丞相であつたと考えうる。果して然らば丞相塔思不花は、先述の昔寶赤玉龍帖木兒丞相、昔寶赤大都丞相と同様の有官怯薛歹であり、近侍昔寶赤であつたことが明らかである。丞相が追称であつた可能性もあるが、その場合にも単に「鷹房の事を総ぶ」とあつて地域を限定せず、山東諸路の提擧であつた張君と対照させている点からみて、塔思不花は、地域に限定されぬ鷹房全般の事を統べていたと考えられる。そのような立場は、近侍昔寶赤以外には考えられない。仮に限定された地域にのみ彼の管轄が及んだとしても、なお昔寶赤寒食のような立場であつた可能性があるのである。塔思不花が同時に丞相であつたことの傍証として次の史料があげられる。牧庵集卷十三湖廣行者右丞相（阿爾哈雅）神道碑に

又明年轉廉訪使、虎符、領鷹坊、凡鳥獸皮角筋羽悉征輸官、尋領諸路鷹師獵戶、

とある。畏吾人阿爾哈雅は怯薛出身者であるが、至元三年肅政廉訪使となり、同時に鷹坊を領した。また先述の太宗正府也可札魯忽赤月魯哥が鷹坊五百人を領した例をも合せてみると、昔寶赤を領する者が、昔寶赤と直接的な統屬関

元朝の昔寶赤について

係にない官を兼ねる場合は稀ではないのである。

以上の考察によつて、諸路の打捕鷹房戸は近侍怯薛歹昔寶赤ハ鷹房官が管領していたという関係が明らかになる。それでは——三管理機構の条に述べたもののごとくまでが怯薛歹昔寶赤の管領するものであつたかという点についてであるが、兵部や枢密院の管轄になるものは、他の皇室所属の昔寶赤に比して異質であり、また例外的であり、怯薛歹昔寶赤の管轄から除外して考えるべきであろう。宣徽院、中政院等家政機関管轄のものは、例えば宣徽院には怯薛寶兒赤が所屬し、宣徽院の長官が同時に怯薛長であることがあるなど、これを特に怯薛歹の管轄と區別して考える必要はないと考えられる。

### 三 昔寶赤の二重構造の意義

#### —むすびにかえて—

以上に考察したように、昔寶赤の底辺を構成するものは、モンゴルの諸国征服の過程で帝室のよつて掻き集められた人々であり、帝室を奉仕の対象とする私的隷屬民であつた。その管理を委ねられたのが近侍怯薛歹昔寶赤であつたといふことは、次のような昔寶赤の二重構造の意義を明らかにする。

元朝の昔寶赤について

筆者は、已に怯薛が皇帝と私的な主従的な関係によつて結ばれ、その関係は、怯薛が入官した際に生ずる公的な官僚的な関係よりも優位にあったという元朝官僚制上の特徴について論じたが、近侍怯薛が底辺の昔寶赤を管領するという事実は、底辺の昔寶赤が帝室に私的に隸属するものであることを一層明確にすると同時に怯薛が、家政を始めとして、帝室に私的に奉仕するものであったことを一層明確にするのである。

註

- 1、真杉慶夫「元朝の必闡赤について」、『元史刑法志の研究訳注』教育書籍、一九六二、所収)
- 2、これらの怯薛執事については、別稿「元朝の所謂怯薛執事について」(仮題)を用意している。
- 3、元朝秘史卷三、村上正二訳注『モンゴル秘史』(平凡社、一九七〇年五月)第一冊第一二四節、第一二五節PP. 256—260
- 4、那珂通世『成吉思汗實録』卷十PP. 385—387(大日本図書、一九〇七)
- 5、筋内互「元朝怯薛考」(『蒙古史研究』所収、PP. 224)

- 6、前掲真杉論文P. 98

7、真杉慶夫「怯薛制度について」(『社会文化史学』六、一九七一)PP. 31—34

海老沢哲雄「モンゴル王朝期の怯憐口に関する覚え書き」(北海道大学紀要、第一部B、第二〇巻第一号、一九六九年七月)

8、大葉昇一「元朝怯薛管轄下の怯憐口」(早稲田大学文学研究科紀要別冊第六集、一九八〇年三月)

9、元史卷八世祖五、至元十年十二月己酉朔條に、「昔博赤伯都」とあり、元典章卷五十三「稱冤問虛斷例好生斷者」條に、「失寶赤寶驢」とある。

10、楊蟠山居新語に「皇朝昔寶赤即養鷹人也」とある。また元史卷九十九兵四鷹房捕獵條に「元制、自御位下及諸王、皆有昔寶赤蓋鷹人也」とある。また張養浩廟堂忠告重民第三に「今夫鷹師。圉人所掌者不過人主服御之一物、而人尚以內侍重之」とある。また道園全集卷十二大宗正府也可札魯花赤高昌王神道碑に「又有鷹坊數百人、蓋裕皇潛邸元從之親臣也」とある。また元史卷三十五文宗紀至順二年三月丙戌條に「分賜燕鐵木兒鷹房百人」とある。また輟耕錄卷一に「昔寶赤鷹房之執役者」とある。

11、元典章卷三十八「打捕鷹鵠擾民事」に、鴉鵠、黃鷹、角鷹、雙雉の名が見える。また元典章卷十六戸部「應副鷹鵠分例」に海青、兔鵠、鷹兒、鴉鵠とある。また山

左金石志卷二十三太師泰安武穆王神道碑に、白鶻の名が見える。これらの鷹について、「韃靼譯語」「至元譯語」「武備志北虜考譯語」「武備志譯語」等に、対応する蒙古語名があげられている。

12、元史兵志宿衛條に、「主弓矢鷹隼之事者曰火兒赤、昔寶赤、怯憐赤」とある。弓矢を主る者が火兒赤であり、鷹を主る者が昔寶赤であるから、対応關係についていえば隼を主る者が怯憐赤となる。岡本敬二氏は、怯憐赤を怯憐口と同義にされているが、(「元の怯恰口と賤臣」(東洋史論集) 1、一九五三年四月、P. 219)、「主弓矢鷹隼者」の中には怯恰口(怯恰口)に対応するものは見出せない。それよりも、至元譯語に「棄真古」、華夷譯語に「乞兒圭」、武備志譯語に「乞兒赤」、盧龍塞略譯語に、「乞兒來」と漢音訳とされている蒙古語 *qirai*、漢語の鷓(一隼)を掌る者に怯憐赤を当てる方が自然であろう。

13、山左金石志卷二十三太師泰安武穆王神道碑銘

14、愛宕松男訳「東方見聞録」第一冊(平凡社、一九七〇年二月) P. 235

15、『元朝秘史』卷十、村上『モンゴル秘史』第二冊、第二三二節

16、前掲書卷十二、前掲村上訳注書第二七八節

17、先掲愛宕訳注書第一冊 PP. 235—240

元朝の昔寶赤について

18、元典章卷十七籍冊「戸口條格」條(通利條格卷二戸令も同じ)に、「一、打捕戸、壬子年附籍打捕戸、應當絲料包銀替頭、送納皮貨、到今別无定奪、若有爭差戸計、經營陳告者、仰照乙未年元籍名色、歸着」とある。

19、雜泛差役については、梅原郁「元代差役法小論」(東洋史研究第二十三卷第四號、一九六五年三月) PP. 53—54 参照

20、元典章卷十七籍冊「戸口條格」條、(通制條格卷二戸令も同じ)、至元八年三月の決定として、「壬子年附籍打捕戸送納皮貨、不納斤絲、仰掲照壬子元籍相同、止令應當絲料、如不係打捕戸計、即便收係與民一體當差」とある。

21、元史卷一〇一兵志鷹房捕獵條に、「打捕鷹房人戸、多取析居・放良及漏籍・孛蘭奚・還俗僧道與凡曠役無賴者及招收亡宋舊役等戸、爲之」とある。また同卷八十六百官志樞密院の属、大寧海陽等處屯田打捕所條に「掌北京平濼等路析居・放良・不蘭奚等戸」とあり、また、同卷八十九百官志内宰司属保定等路打捕提領所條に、「收集人戸爲打捕戸計」とあり、また同卷八十九皇太后位下管領大都等路鷹房膳粉人戸總管府條に「招集平濼散逸人戸」とあるごとくである。また元史卷一五三高宣伝に「太宗四年正月從破金兵三峯山、降宣者二千餘戸、籍以獻、



立打捕鷹房都總管府統之、以宣爲都總管、賜金府、仍令子孫世其職」とあり、金兵の投降者二千餘戸を以て打捕鷹房都總管府が立てられた経緯が述べられている。

22、鞠清遠「元代係官匠戸研究」(食貨一)一九、一九三五年四月) PP 12—15。

23、通制條格卷十五「擅支馬駝草料」條に、「延祐元年八月、中書省奏准事理、一件、去年昔寶赤每、教拾月裏入大都來者、麼道、聖旨有呵、預先將鷹入來、教外頭捏的、又將入來了的也有來、今年教拾月初壹日入來者、麼道、聖旨有來、如今昔寶赤每根底差人、去大都的入來的、拾月初一日、合裏頭捏的鷹、教將入來者、外頭捏的鷹、教外頭捏者、那裏捏呵、教昔寶赤官人每・度支監官每根底將來者」とある。文中「外頭」は、通制條格卷十三宿衛糧條、同卷二十八至元二十四年九月十四日條、また元典章卷三十九、怯憐口官吏犯罪條の用例によれば、裏頭(宮城内)に対して地方を意味する語であることがわかる。また元典章卷三十八「打捕鷹鶴擾民事」條に、「至元三十一年六月二十三日奏、月的迷失在前欽奉聖旨、打捕的鴉鶴、黃鷹、角鷹、雙雉好的、差人、將上來者、歹底他那裡飛放著、麼道聖旨有來、奏呵、奉聖旨、依着先皇帝聖旨者、麼道、聖旨了也」とある。

24、拙稿「怯薛と元朝官僚制」(史学雜誌第八十九編第十

二号、一九八〇年十二月)

25、朱傑『元大都宮殿圖考』(一九三五年九月)

26、元史卷一〇一鷹房捕獵條に、「其差發除納地稅・商稅・依例出軍等六色宣課外、並免其雜泛差役」とある。

いうまでもなく、地稅を納める者は種田の者に限られ、商稅を納めるものは、賣買する者に限られる(元典章卷二十四「種田納稅」條)

宣課とは、元典章卷二十一「恢辨課程條畫」条や、同「監辨課程」条によれば、宣課提挙司の管轄になるもので、所謂課程を指す語と考えられる。課程には、茶課、塩課、酒課、市舶、常課、契本、洞冶(金、銀、鉄冶)、竹課、河泊、雜課、商稅、地稅等があったが、六色の宣課が、地稅、商稅、依例出軍の他のいずれのものを指すのかは未詳である。

27、前注參照

28、その他に、元史卷七世祖紀至元八年二月乙巳條に「沙州瓜州鷹房三百人從軍」とあり、また同卷九世祖紀至元十三年春正月乙亥條に「徙大都等路獵戸、成大洪山之東」とあり、また同卷一三四小雲石脱忽憐附八丹伝に「子八丹事世祖爲寶兒赤鷹房萬戸、從征哈刺張有功」とあり、同卷五世祖紀至元四年春正月乙酉條に「以宋忽兒滅里及沙只回回鷹房等兵戍商州」とある。

29、元典章卷三十八兵部五「休賣海青鷹鷂」條、至元五年二月中書右三部承奉省割。

30、同右「鷹鷂顏色擇皮」條、至元二十一年中書省割付

31、同右「有體例飛放打圍」條

32、同右「軍官休飛放」條

33、同右「禁治飛放」條

34、塔出の他はいずれも怯薛出身者。重喜（洪萬）は元

史卷一五四、賽典赤は元史卷一二五、不忽木は松雪齊文

集七諡文貞康里公碑、塔出は元史卷一三三に伝あり、

35、元典章卷三十八「題名放鷹」條

36、元史卷一〇一兵四鷹房捕獵條に、「地有禁、取有時、

而違者則罪之」とある。

37、元典章卷三十八「禁治打捕月日」條に、「大德元年

二月十八日欽奉聖旨節該、昔兒哈刺教奏、在前春夏裏裏、

不揀是誰、休打捕者、麼道、薛禪皇帝行了聖旨來、如今

外前的百姓每眼打捕野物有、麼道、奏來、在前正月爲懷

羔兒時分、至七月二十日、休打捕者、打捕呵、肉瘦皮子

不成用、可惜了性命野物、出了踏踐田禾、麼道、依在先

行了的聖旨體例、如今正月初一日爲頭、至七月一日、不

揀是誰、休打捕者、打捕的人每有罪過者、道來」とある。

38、同右「禁地內放鷹」條

39、同右

元朝の昔實赤について

40、同右「禁治打捕兔兒」條に、「大德元年五月十八日

欽奉聖旨、（中略）如今自大都八百里以裏、休打捕兔兒者、

打捕鷹房子每許令飛放道來的人每、於各々標撥到的地面

裏、合打捕の時分打捕者、除這的外、不揀是誰、休打捕者、

既這般宣諭了呵、八百里以裏打捕兔兒的人每、有罪過者、

道來」とある。

41、通制條格卷二十八に「至元二十四年九月十四日、尚

書省奏過、昔實赤每別箇行的每、但外頭出去呵、百姓每

根底、草料・茶飲・鷹食要有、俺商量得、從今已後無俺

文書呵、不揀是誰根底、不教與呵怎生、奏呵、是也休與者、

麼道、聖旨了也、欽此」とあり、昔實赤が百姓に対して、

飛放の際に必要な鷹食を求めている。その他同様の例が、

燕石集卷十三建言救荒至元四年戊寅鞍部京畿東道條、及

び元典章二聖政條等に見えている。

42、大元馬政記、至元二十六年六月二十七日條に、「尚

書省割付、隆興路拘刷九十九匹、交付與鷹房官塔思・阿

魯渾沙等收管」とみえる。鷹房官の管下において馬の牧

養が行なわれていた例である。

43、拙稿前掲論文

44、同右